

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和三十年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（徴収金納入申出書）」に改め、同条中「第二十二条の三第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「徴収金等支払申出書（第三十四号様式）」を「当該徴収金が法第七十七条の二第一項の規定による徴収金の場合にあつては生活保護法第七十八条の二の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第七十七条の二第一項の規定による徴収金の場合）（第三十四号様式）」に、当該徴収金が法第七十八条第一項の規定による徴収金の場合にあつては生活保護法第七十八条の二の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第七十八条第一項の規定による徴収金の場合）（第三十五号様式）」に改める。

第十七条中「第三十五号様式」を「第三十六号様式」に、「第三十六号様式」を「第三十七号様式」に改める。

第十八条中「第三十七号様式」を「第三十八号様式」に改める。

第三十七号様式を第三十八号様式とし、第三十六号様式を第三十七号様式とし、第三十五号様式を第三十六号様式とする。

第三十四号様式中  
「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書」  
を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活

保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
の納入に充てる旨の申出書」  
と、「第78条の2に」を「第78条の2の規定に」  
と、「第78条に」を「第78条第1項の規定に」  
と、「法第78条の規定」を「生活保護法第78条第1項の規定」  
に改め、同様式を第三十五号様式とす。

第三十三号様式の次に次の一様式を加える。

第34号様式（第16条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
（生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金の場合）

私は、                    年    月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されたものに限る。）  
及び就労自立給付金をいう。）より、毎月                                    円を                    年    月付  
費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金の支払に充て  
ることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴  
収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年    月    日

住    所  
氏    名



奈良県    福祉事務所長    殿

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の生活保護法施行細則の規定にかかわらず、なお使用することができる。